

# 米議会予算局の「財政赤字削減のオプション」

日本総合研究所主席研究員  
河村小百合

かわむら・さゆり 京大法卒、19年7月から現職。19年から財政制度等審議会財政制度分科会委員を務める。「日本銀行 我が国に迫る危機」で第45回石橋湛山賞。近著(共著)に「持続不可能な財政再建のための選択肢」(いずれも講談社現代新書)。

“責任ある積極財政”を掲げる高市早苗政権は、18兆円規模という大型の2025年度補正予算を成立させたのに続き、総額122兆円強という史上最大規模の26年度当初予算政府案を閣議決定し、財政拡張路線への転換を鮮明にし、衆議院解散に踏み切った。もつとも、その背後では、市場金利の上昇等に見られるように、国債の消化を巡る情勢は昨年来厳しさを増しており、この先の財政運営には暗雲が垂れ込めていたのが事実である。財政再建への取り組みが一向に進まないわが国には何が欠けているのか。米国の独立財政機関である議会予算局が果たしている機能を参考に考えたい。

## 「財源なし」見切り発車が続出

高市早苗首相は2026年度当初予算案を閣議決定した昨年12月26日、記者団に対して「財政規律にも配慮し、強い経済の実現と財政の持続可能性を両立させる予算案ができる」と述べたと報じられている。しかししながら、その予算案の内実はどうか。今回の当初予算案の目玉とも言えるガソリンの暫定税率廃止や教育無償保するかを検討した形跡は見当たら

化の安定財源は確保できないまま、見切り発車となつた(図表1)。そればかりではない。インフレ対応で診療報酬の本体部分を3%もの大きな幅で引き上げるなどした社会保障費は今回の当初予算案で39兆円、防衛費は約9兆円、地方交付税交付金等は約21兆円、国債費は約31兆円といずれも過去最大の金額だ。これらについて、增加分の財源をいかに確保するかを検討した形跡は見当たら

いだろう。  
**国債の安定消化に暗雲**

かたや昨今は、国債の安定消化が財政当局の思うに任せなくなりつゝある。わが国では、25年度入り後間もない5~6月ごろから、7月の規国債発行29・6兆円、ということになる。この国は、この期に及んでまだ、1年間の一般会計税収の約3分の1にも相当するほど大きな金額の新たな借金を平然と積み増そうとするのだ。積み増す金額が30兆円を下回っているからよいとか、国債依存度が今年度予算よりも低下した例の事態に追い込まれた。超長期債の発行額を減額して、その分を短期国債(満期1年以下)と2年債に振

り向けざるを得なくなつたのである

(図表2)。

さらに、昨秋の高市政権発足後の25年度の補正予算では、約11・7兆円（カレンダー・ベース発行額では6・4兆円）の新規国債を増発することとなつた。しかしながら、その大半は短期国債で調達せざるを得ず、2年債と5年債はそれぞれ3000億円上積みするのみとなつた。26年度当初予算でも同様で、短期国債の発行額は引き続き40兆円台のままだ。

「国債発行年限の短期化」は、財政破綻の可能性が視界に入った国家の常とう手段である。それで目先は国債の消化を乗り切れたとしても、問題の本質的な解決には全くならない。かえつて翌年度以降の国債発行額を膨張させ、後年度の財政リスクを短期化させることになつてしまふのだ。かつては先進国の中でもイタリアやベルギーといった国々がこのアやベルギーといった国々がこの「雪だるま効果 (snowball effect)」と呼ばれていた。しかしながら、債務残高が膨れ上がつていくさまは

金利に連動する変動利付債の発行を開始する予定であることを明らかにした。

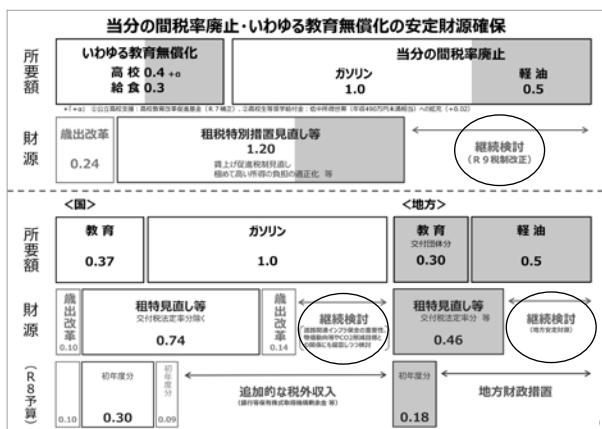
本来は国家としての信用度を生かして長期固定の低金利方式によるのが王道で、実際、先進各国は可能な限りこの路線を採ってきた。ひとたび、低金利で発行した長期や超長期の国債を市場に引き受け

貯蓄への加盟を目指して、正攻法の“身を切る”財政再建路線に転じた。イタリアではユーロ入り規準の達成に向け、国民全員が1年間、所得税率を10%ポイント引き上げる増税策まで受け入れた。

変動利付債発行開始はアルゼンチン夢

ところが、現下のわが国では、この「国債発行年限の短期化」路線が收まる気配はない。それどころか2026年度当初予算に際して財務省理財局は、27年1月にも、短期

(図表1)わが国の2026年度当初予算政府案にみる財源先送りの例



(出所)財務省「令和8年度予算のポイント」、2025年12月26日、p10に日本総合研究所が一部加筆

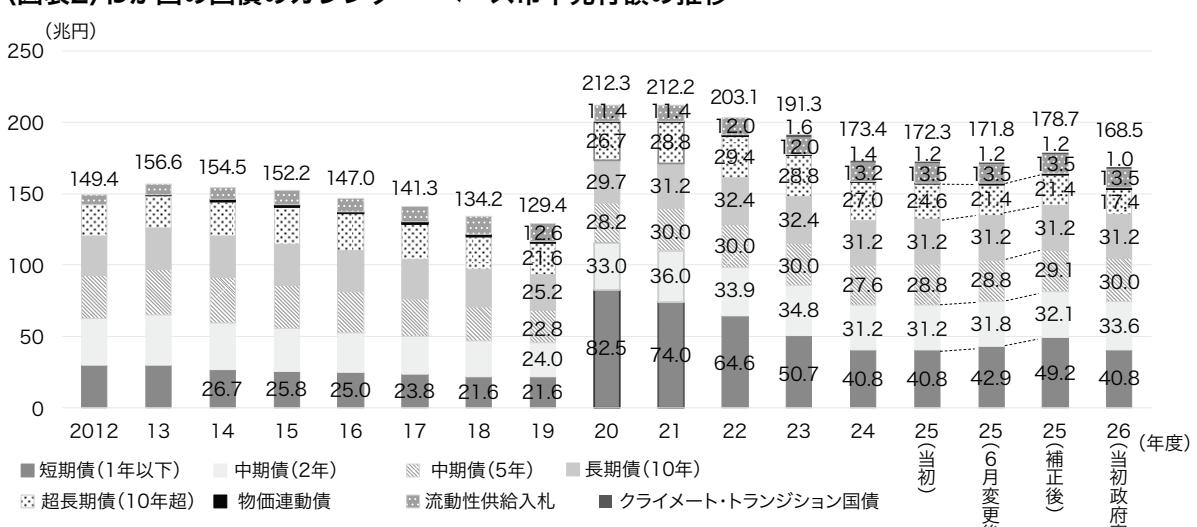
は、この「国債発行年限の短期化」路線が收まる気配はない。それどころか2026年度当初予算に際して財務省理財局は、27年1月にも、短期

ユーロへの加盟を目指して、正攻法の“身を切る”財政再建路線に転じた。イタリアではユーロ入り規準の達成に向け、国民全員が1年間、所得税率を10%ポイント引き上げる増税策まで受け入れた。

変動利付債発行開始はアルゼンチン夢

ところが、現下のわが国では、この「国債発行年限の短期化」路線が收まる気配はない。それどころか2026年度当初予算に際して財務省理財局は、27年1月にも、短期

(図表2)わが国の国債のカレンダー・ベース市中発行額の推移



(注)本図では、物価連動債のみデータラベルを非表示にしている。

(出所)財務省「カレンダー・ベース市中発行額」各年度版を基に日本総合研究所作成

〈図表3〉CBOの財政赤字削減のオプションから得られる  
節減額の推計値とその対象【義務的歳出】

(10億ドル)

オプション	オプションの項目	負担増／給付減となる対象	2025～34年の節減額
〈義務的歳出〉			
1	穀物保険プログラムの補助金削減	農業者	47
2	ファニーメイとフレディマックの保証料の引き上げと、それらの適格ローン上限の引き下げ	住宅ローン利用者	7～15
3	義務的歳出で資金調達されるペル・グラント(連邦政府の返済不要の奨学金)の上乗せ分の停止	低所得の学部学生	44
4	メディケイドへの連邦支出への上限の設定	低所得層	459～893
5	ヘルスケア提供者に対する州税の制限	メディケイドのヘルスケア事業者	48～612
6	連邦政府のメディケイドのマッチング・レートの引き下げ	低所得層	69～561
7	メディケア・パートBに支払われるプレミアムの引き上げ	高齢者・障害者	510
8	メディケアの有利なベンチマークの引き下げ	高齢者・障害者	489
9	連邦職員の福利厚生へのパワチャーブランの採用および連邦政府の貢献分の伸びの引き下げ	連邦職員	14～16
10	生涯のTRICAREにおける登録手数料の導入	退役軍人	17
11	生涯のTRICAREにおける、最低現金支払いを所要とする制度の導入	退役軍人	32
12	メディケアとメディギャップ制限保険のコスト分担ルールの変更	高齢者・障害者	20～129
13	メディケアによる不良負債のカバー範囲の削減	高齢者・障害者	17～54
14	教育病院の医学部卒業生教育に対するメディケア支払いの統合と削減	教育プログラムを有する病院	94～103
15	健康リスクに対するメディケア優越プランに対する支払いの改変	高齢者・障害者	124～1,049
16	病院外来患者部門への支払いの削減	病院	6～157
17	340B病院によって配送される薬品への支払いの削減	公共健康サービス法340B条指定の病院	15～74
18	全米学校昼食、学校朝食における一定の食事、および小児・成人ケア食品プログラムへの補助金の停止	公立学校等に子どもを通わせる一定の所得水準以上の家庭	14
19	高所得者向け社会保障給付の削減	高所得層	48～197
20	単一社会保障給付制度の確立	退職した障害労働者	283～607
21	社会保障の完全引退年齢の引き上げ	全市民	95
22	社会保障障害者保険への申請者に対する最近年における一層の勤労の要請	障害労働者	60
23	退役軍人省の障害補償の適格性への手段テストの導入	退役軍人	384
24	社会保障の完全引退年齢に達した障害のある退役軍人に対する、退役軍人省からの個別失業支払いの終了	障害のある退役軍人	14～61
25	社会保障の完全引退年齢を超えている退役軍人に対する、退役軍人省からの障害給付の削減	障害のある退役軍人	34
26	障害格付けの低い退役軍人を除外することによる、退役軍人省の障害補償の適格性の狭小化	障害のある退役軍人	11～59
27	社会保障およびその他の義務的プログラムのインデックス化に他のインフレ指標を採用	全市民	278

(注1)「負担増／給付減となる対象」は本資料の記述に基づき筆者の判断で記載しており未定稿。

(注2)各オプションの中には複数の選択肢が示されているものもあり、「負担増／給付減となる対象」には複数の選択肢すべてについて、拾い切れていないものがある。

(出所) Congressional Budget Office, Options for Reducing the Deficit: 2025 to 2034, December 2024, p2～3を基に日本総合研究所作成

が背負い込むことになるゆえ、先進国では殆ど採られることのない発行手法だ。変動利付債まで発行せざるを得ないことは、それだけ財

政状況の悪い国が市場に足元を見透かされていることを意味する。わが国の財政運営に対する信用度は、ついに「アルゼンチン並み」にまで落

なった状況に至つても、なぜわざぶれつある、ということだろう。

財政民主主義の下で予算を統制するが分からないこと、といったあたりであろう。国民が「知らない」ということは、

が背負い込むことになるゆえ、先進

政状況の悪い国が市場に足元を見透かされていることを意味する。わが

なった状況に至つても、なぜわざ

が分からないこと、といったあたり

が背負い込むことになるゆえ、先進

政状況の悪い国が市場に足元を見透かされていることを意味する。わが



れたものである。具体的には、議員による立法の提案、さまざまな行政当局からの予算の提案が基になっており、CBOのスタッフ自身が考案したりしたオプションもあれば、議会スタッフによる分析結果、連邦機関や民間グループなどによる調査・研究結果等にヒントを得たオプションもある由である。

## 歳出・歳入を網羅する76の選択肢

④ほぼ全市民が対象とみられるもの（図表3～5においては、①低所得層②高所得層③高齢者・障害者を含む）⑤企業一を塗り分けして示した。これらの中には含まれない「退役軍人」や「国防省・軍関係」、「病院」、「連邦政府職員」、「州・地方政府」を対象とするオプションも複数あり、米国社会の多様な構成主体やさまざまな市民層を対象とする赤字削減のためのオプションが提示され

ていることが読み取れる。米連邦政府の歳入構造を見ると、付加価値税がない中で、個人所得税と社会保障税が基幹税の位置を占め、企業（法人）所得税のウエートは小さい（図表6）。そうした歳入構造を映じ、本報告書が示す歳入面でのオプション（前掲図表5）を税目別にみれば、個人所得税の課税ベース

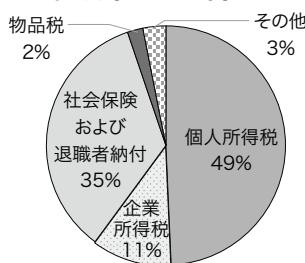
**（図表5）CBOの財政赤字削減のオプションから得られる節減額の推計値とその対象【歳入】**

オプション	オプションの項目	負担増／給付減となる対象	2025～34年の節減額 (10億ドル)
<b>（歳入）</b>			
45	通常の収入にかかる個人所得税率の引き上げ	全市民	570～1,185
46	個人の調整後グロス所得にかかる付加税の課税	富裕層の市民	1,051～1,440
47	長期キャピタル・ゲインおよび適格配当にかかる税率を2%ポイント引き上げ	全市民	103
48	世帯主の申し立て地位の停止ないしは変更	全市民	76～209
49	項目別税額控除の停止ないし制限	全市民	736～3,424
50	慈善贈与の控除の制限	富裕層の市民	324～348
51	死亡時移転資産に対する税制の変更	相続人	197～536
52	新適格民間活動債の税控除の停止	州政府・地方政府	43
53	ネット投資所得税の課税ベースを、S企業や有限パートナーシップにおけるアクティブな参加者の収入を含む形で拡大	全市民	420
54	繰越利益を通常の所得として課税	投資ファンド（プライベート・エクティ・ファンド、不動産ファンド、ヘッジ・ファンド等）	13
55	退役軍人省の障害支払いを課税可能な所得の中に包含	退役軍人	235
56	雇用ベースの健康給付に対する税補助金を縮減	雇用主（企業）	521～965
57	税優遇引退計画における年次拠出分をさらに制限	納税者	187
58	教育費用への一定の税優遇を停止	高等教育在学生	130
59	勤労所得税額控除における投資所得の上限を引き下げ、子ども税額控除の返戻可能部分の上限を引き上げ	低・中所得層	11
60	勤労所得税額控除および子ども税額控除を申告した人に対して、雇用を得る上で有効な社会保障番号を取得することを要件に	不法就労者	28
61	新たな給与税の課税	被用者、自営業者	1,282～2,540
62	社会保障給与税の対象となる課税可能勤労所得の最高額の引き上げ	雇用者、被用者、自営業者	728～1,427
63	州および地方政府の新規雇用者を含むすべて社会保障を拡大	社会保障給与税未納の州政府・地方政府職員	149
64	企業所得税率を1%ポイント引き上げ(21%～22%)	企業	136
65	合衆国企業のすべての海外所得について、規程上の完全な企業税率（法人税率）で課税	企業	340
66	在庫の特定における“後入れ先出し”アプローチの廃止、および在庫評価における“低価法（原価と市場価格のより低い方）”および“準正常財”手法の廃止	企業	104
67	広告費用の半分を、5年以上ないし10年かけて償却することを要件に	企業	83～177
68	低所得層の住宅税控除の廃止	低所得層	69
69	アルコール飲料の増税	全市民	88～102
70	たばこ製品に関する物品税の引き上げ	全市民	51
71	自動車燃料に関する物品税の引き上げ、およびインフレ運動のインデックス化	自動車ドライバー	212
72	5%の付加価値税の課税	全市民	2,180～3,380
73	温室効果ガスの排出に対する課税	温室効果ガス排出企業	645～919
74	金融取引課税	金融取引を行う個人、企業	297
75	市民権および移民サービスおよび税関と国境警備に課される一定の手数料を20%引き上げ	移民	16
76	連邦文民被雇用者の退職システムに対する連邦文民被雇用者の拠出分の引き上げ	連邦文民被雇用者	40

(注1)「負担増／給付減となる対象」は本資料の記述に基づき筆者の判断で記載しており未定稿。  
(注2)各オプションの中には複数の選択肢が示されているものもあり、「負担増／給付減となる対象」には複数の選択肢すべてについて、拾い切れていないものがある。

(出所) Congressional Budget Office, Options for Reducing the Deficit: 2025 to 2034, December 2024, p2～3を基に日本総合研究所作成

〈図表6〉米連邦政府の歳入の税目別割合(2024年)



(出所)U.S. Office of Management and Budget, Historical Tables, Budget of the United States Government FY 2026を基に日本総合研究所作成

の変更にかかるオプションが多く示されている。また、社会保障税は労働者に支払われる給与にかかる税で雇用主（企業）拠出分と被用者（労働者）拠出分があり、わが国のお社会保険料に通じる面があるが、同税の課税ベース等の変更にかかるオプションも示されている。このほか、「新たな給与税の課税」（オプション61）や、「5%の付加価値税の課税」（オプション72）といった新たな課税のオプションも示されている。

同報告書ではさらに、それぞれのオプションについて、例えばオプション45の「通常の収入にかかる個人所得税率の引き上げ」であれば図表7、オプション62の「社会保険給与の対象となる課税可能勤労所得の

## 透明性を欠くわが国の予算編成過程

これに対し、わが国で予算編成過程においてどのような検討が行われているのかを見てみよう。わが国に独立財政機関は目下のところ存在しない。議院内閣制の下、予算の提出権はもっぱら内閣に帰属する。毎年

最高額の引き上げ」であれば図表8に示すような形で、今後10年間ににおける赤字幅の削減効果の推計結果が示されている。オプションによつては、例えは図表8（オプション62）で示したように、政策運営変更のやり方に關して複数のアプローチが示され、そのそれぞれについて、赤字幅の推計結果が示されているものもある。

〈図表7〉CBOのオプション45「通常の収入にかかる個人所得税率の引き上げ」に関する推計結果

方策	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	合計	
											2025~29	2025~34
通常の所得にかかる全ての税率を1%ポイント引き上げ	▲82.3	▲106.3	▲106.4	▲111.7	▲116.5	▲121.5	▲126.8	▲132.4	▲137.9	▲143.5	▲523.2	▲1,185.3
四つの最高所得階層の通常の所得にかかる税率を2%ポイント引き上げ	▲45.1	▲53.0	▲50.7	▲53.3	▲55.1	▲57.2	▲59.7	▲62.4	▲65.0	▲67.9	▲257.2	▲569.5

(原資料注)本オプションは2025年1月に開始(引用者注・を想定)

(原資料注)本オプションは2025年1月に開始(引用元  
(データ出所)税制に関する両院合同委員会スタッフ

(出所) Congressional Budget Office, *Options for Reducing the Deficit: 2025 to 2034*, p.55を基に日本総合研究所所長作成

〈図表8〉CBOのオプション62「社会保障給与税の対象となる課税可能勤労所得の最高額の引き上げ」に関する推計結果

方策	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	合計	
											2025~29	2025~34
勤労所得の課税可能な割合を90%に引き上げ (a)	▲22.5	▲72.3	▲73.9	▲75.3	▲77.0	▲78.9	▲80.2	▲81.4	▲82.5	▲83.6	▲321.0	▲727.6
25万ドルを超える勤労所得を給与税の対象に	▲35.7	▲122.0	▲129.4	▲136.7	▲143.7	▲152.5	▲161.7	▲171.5	▲181.5	▲192.0	▲567.5	▲1,426.8

(原資料注)本オプションは2025年1月に開始(引用者注:を想定)。所得と給与税の減少を反映するための相殺分は、本表の推計に適用されている。本オプションは、社会保障給与税からの歳入(オフ・バジェット)を増加させることになる。その増加分の一部は個々の所得税歳入(オン・バジェット)の減少によって部分的に相殺される。

(原資料注a)推計には社会保障給付の追加的な支払い向けの歳出の増額分が含まれるが、それらはオフ・バジェットに分類される。  
（データ出所）税制に関する兩院合同委員会スタッフ

(ソース)山川(税制に関する)向井田向委員会ヘラブン  
(出所)Congressional Budget Office, *Options for Reducing the Deficit: 2025 to 2034*, p.73を基に日本総合研究所作成

(出所) Congressional Budget Office, Options

会修正といううまれな対応が採られたが、その際の修正内容は小幅なものにとどまった。

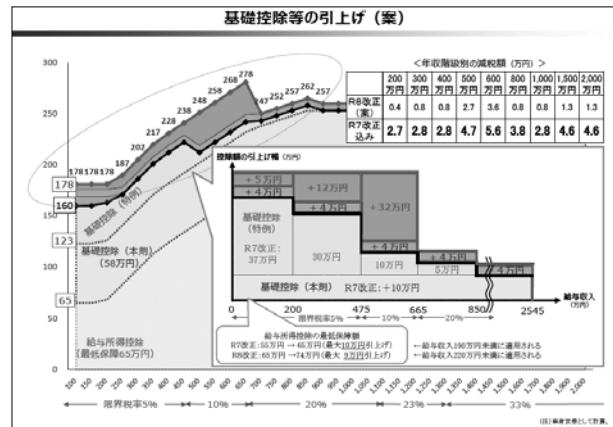
従来から政府・与党中心に進められてきた予算編成プロセスの透明性は、決して高いとは言えない。とりわけ、年末に近い限られた期間に与党の税制調査会中心に行われる税制改正はしきりである。当初予算政府案に含まれる税制改正に関して、財政当局から開示されている資料の内容はもっぱら、改正による枠組みの変更の解説にとどまっている。例え

ば、今回、一部の野党の要求を受け入れて決定した、所得税の基礎控除の引き上げに関するのみである。そこに示された組みの説明図が示されているのみである。そこで、今回の改正案による減収額がどの程度になるのかといふ試算は一切掲載されていない。米国のCBOが示すような、向こう10年間の減収額がどの程度になるのかという試算はおろか、目先

の26年度にどうなるのか、という試算結果すら示されていないのである。他の改正項目についても同様である。各党の税制調査会間で、一体どういうデータを基に議論しているのか、そもそもデータを基に議論しているのかどうかも定かではない。

このように、予算編成過程における彼我の差はあまりにも大きい。そこのから明らかになるのは、税制改正の視点を欠いている、という現実である。要するに、税制改正の検討

〈図表9〉わが国における令和8年度税制改正(案)に際して開示されている内容の例



(出所)財務省「令和8年度税制改正(案)参考資料」、2025年12月26日、p8

ば、今回、一部の野党の要求を受け入れて決定した、所得税の基礎控除の引き上げに関するのみである。そこに示された組みの説明図が示されているのみである。そこで、今回の改正案による減収額がどの程度になるのかといふ試算は一切掲載されていない。米国のCBOが示すような、向こう10年間の減収額がどの程度になるのかという試算はおろか、目先の26年度にどうなるのか、という試算結果すら示されていないのである。他の改正項目についても同様である。各党の税制調査会間で、一体どういうデータを基に議論しているのか、そもそもデータを基に議論しているのかどうかも定かではない。

このように、予算編成過程における彼我の差はあまりにも大きい。そこのから明らかになるのは、税制改正の視点を欠いている、という現実である。要するに、税制改正の検討

がもっぱら、「どいう立場の人(もしくは企業)が得をするか」「誰(どういう立場の人、もしくは企業)が損をするか」という視点に偏つて行われてしまつているのではないか。CBOのオプションが示すように、歳入は歳出と並び、財政再建を進める上で重要な要素であるはずだ。これでは財政再建が一向に進まないのもさもありなん、だろう。ちなみに、

〈図表10〉各種控除による所得税の減収見込み額等および個人住民税の減収額等

区分	人的控除										給与所得控除	公的年金等控除	社会保険料控除
	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	一般的扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除等	障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除			
【所得税】 減収見込額 (兆円程度) (2023年度予算ベース)	2.6	0.4	0.1	0.6	0.2	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	7.5	1.6	4.4
対象人員 (万人程度) (2021年分) 給与所得者 申告所得者	4,692	943	128	1,070	626	240	203	152	33	82	13		
(参考) 控除額 (兆円程度)											63	25	36

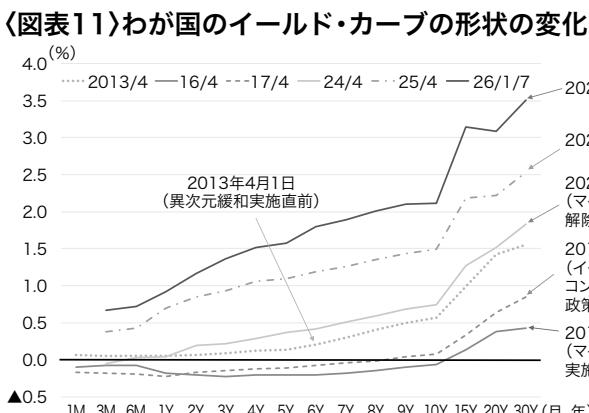
【個人住民税】 減収見込額 (兆円) (2022年度分)	2.6	0.4	0.1	/	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	6.3	1.2	3.5
適用人員 (百万人) (2022年度分)	60	11	3	/	4	2	2	0	1	0	52	13	58
(参考) 控除額 (兆円)	25.6	3.6	0.8	/	1.6	1.2	1.1	0.6	0.1	0.2	62.6	15.2	34.7

(原資料注)所得税の社会保険料控除の控除額は、源泉所得税と申告所得税の単純合計

(出所)財務省「参議院予算委員会要求資料(令和6年度予算)」、2024年2月、総務省「参議院予算委員会要求資料(令和6年度総予算に関する資料要求)」2024年2月7日

毎年度提出されている。当該資料の過年度の提出分を見ると、それでも所得税の各種控除については、現行制度上の當年度の各種控除の減収見込みに関する財政当局による試算結果が示されるにとどまっている（図表10）。

また、歳出面では、米国ではそもそも予算制度上、「義務的歳出」と「裁量的歳出」に区分されているが、これも、財政制度改革や財政再建を進めるにとどまっている（図表10）。



(注)2026年1月を除き、各年4月1日時点のスポット・レート。

(出所)LSEG Workspaceを基に日本総合研究所作成

めの上での一つの工夫とみることもできよう。わが国には、そうした工夫の枠組みも存在しない。

### 公平・公正な視点で財政再建断行を

なぜ、わが国では一向に財政再建が進まないのか。「財政再建」といって、とかく短絡的に「消費税率の引き上げしかない」となってしまい、「それは皆が困るからできない」となつて財政再建から逃げてしまう。

これまで、低金利時代が長期化していたため、それでもなんとかなってきたものの、もはやそした時代は過ぎ去った。財務省は2026年度当初予算政府案編成に際し、積算金利（10年物）を9月の概算要求時点での2・6%から3%に引き上げざるを得なくなつた。昨今の金利上昇傾向が顕著であることからすると（図表11）、それで来年度中もつかどうかも定かではない。長期の市場金利上昇で、利払い費が当初予算で想定していた分を超えるかねない、となれば、国債発行年限の短期化をさらに進めるよりほかになくなる。

そうしたことを繰り返していく先に待ち受けるのは、財政法第5条

ただし書きが規定する「日銀による国債の直接引き受け」という事態だろう。欧州債務危機の際ににおいてすら決して採られることのなかつた「中央銀行による財政ファイナンス」が現実のものとなれば、わが国の国際金融市場における信認は間違いなく地に落ちるであろう。外国為替市場における昨今の円相場が、金利差要因とは裏腹に円安基調をたどつている（図表12）のは、わが国のこうした財政運営の先行きを国際金融市场に見透かされているからではないのか。

市場の思惑による金利上昇を抑制し、円安の進行を食い止めるためには、わが国は新規国債のみならず借換債をも含めた国債発行額全体の減額に着実に取り組んでいくよりほかに道はない。「消費税率の引き上げ」以外にも、財政再建の手段はたくさんあるはずだ。国会における「少数与党」状態が現実となり、民意の多様化が顕現化している今は、これまで看過されたり埋もれたりしてきた人々の声をすくい上げ、公平・公正を徹底することによって財政再建に向けた新たな活路を見いだすことができるチャンスでもある。わが国で

〈図表12〉日米5年金利差と円ドル・レートの推移(2026年1月6日現在)



(注)金利はスポット・レート・ベース

(出所)LSEG Workspaceおよび日本銀行「時系列統計データ」を基に日本総合研究所作成

も、独立財政機関を設立するなどして、客観的な財政情報を開示する財政情報インフラの構築に努め、国民全體が議論に関わる形で本腰を入れられており、財政再建を進めていくことが求められている。